

議案第 3 2 号

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年
かすみがうら市条例第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条から第 9 条までを 2
条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。